

# 3. 総務省(消防庁)の担当する事務

## 1. 警報及び避難措置の通知

・対策本部長(内閣総理大臣)による警報の発令及び避難措置の指示を「総務大臣」が都道府県知事に通知

## 2. 都道府県の区域を越える避難における勧告

・県境を越える避難に際して、必要と認める場合には、関係都道府県知事に勧告

## 3. 安否情報の収集及び提供

・地方公共団体が安否情報を収集  
・都道府県知事は「総務大臣」に報告  
・総務大臣及び地方公共団体の長は、照会に応じ情報提供

## 4. 被災情報の収集及び提供

・地方が被災情報を収集し「総務大臣」報告し、「総務大臣」は対策本部長に報告

## 5. 職員の派遣のあっせん

・都道府県知事は「総務大臣」に職員の派遣のあっせんを求めることが可能  
・「総務大臣」は求めに応じ各大臣等にあっせん

## 6. 地方公共団体との各種連絡調整

・都道府県が策定する国民保護計画の事前協議や対策本部の設置の通知など  
・その他地方公共団体を実施する事務に必要な情報提供

### 平成16年度以降の地方公共団体の事務

#### 1. 地方公共団体の体制整備

・庁内体制の確立  
・消防団、自主防災組織等の強化  
・訓練の実施  
・住民への普及・啓発

#### 2. 国民保護計画の策定準備

・国民保護協議会の設立  
・広域的な避難の方法等の検討  
・隣接自治体との連携方法の検討

#### 3. 資機材の整備

・住民避難用資機材  
・防災行政無線 等